

全国大会委員会 運営要綱

(役 割)

第1条 全国大会委員会は、全国大会の企画、準備および実施等の主要事項について調整および審議を行なう。

(審議事項)

第2条 全国大会委員会の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1) 全国大会の理念に関する事項
- (2) 全国大会の企画ならびに実施計画
- (3) 全国大会の遂行に必要な本学会各組織間（部門間等）ならびに本学会外部機関間との調整

(構 成)

第3条 全国大会委員会の構成は次による。

委員長	研究経営担当副会長
副委員長	研究経管理事
委員	総務企画理事、会計理事、編修理事、専務理事、実行委員長、全国大会論文委員長、部門からの代表者（先任副部門長 1名／部門）
事務局	電気学会 事業サービス課

2. 委員長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

3. 任期

構成員の任期は大会の後処理を完了した時をもって終了する。

4. 招集

委員会の開催は必要に応じて開催する。委員会は委員長が招集し、事務局が関係者に通知する。

(下部組織)

第4条 全国大会委員会の下部組織として、下記の委員会を設ける。

(1) 全国大会委員会小委員会

① 設置目的

全国大会委員会で決定する事項に関して、基本方針の具体的検討および大会運営の細部にわたる方針の検討と委員会への提案を目的として、全国大会委員会小委員会を設ける。

② 構成

委員長：研究経管理事

委員：各部門からの代表者（先任副部門長 1名／部門）

実行委員会委員長、実行委員会幹事、全国大会論文委員長、同副委員長、各グループ委員会主査

事務局：電気学会 事業サービス課

③ 任期

1年

④ 審議事項

全国大会の理念に関する事項

全国大会のあり方に関する基本方針

- ・シンポジウム、一般講演のあり方、実施方法
- ・参加費、予稿集の価格決定方法
- ・懇親会、見学会その他行事の実施方法
- ・外国からの賓客に対する対応
- ・大会期間中に実施する事業活動
- ・WEB登録システムのメンテナンス、サポート
- ・研究分野の見なおし

その他全国大会委員会で審議が必要と認められた事項

⑤ 開催

小委員会の開催は年間を通じて定期的に開催する。

開催に当たっては、電子メールによる意見交換等を活用し、極力、委員の負担を軽減する。

(2) 実行委員会

大会開催地に実行委員会を設ける。

実行委員会は委員会の決定を継承し、その他の企画、準備および実行の一切を行なう。実行委員会は委員長1名、副委員長、幹事および委員若干名で構成し、構成員は支部の推奨により会長が委嘱する。

実行委員会委員長は必要に応じ顧問等を委嘱することができる。

実行委員会は大会の後処理を完了した時をもって解散する。

(3) 全国大会論文委員会

① 設置目的

シンポジウムと一般講演のテーマ調整、グループ間のテーマ調整を目的に論文委員会を設置する。

なお、論文委員会の中にグループ委員会を設ける。

② 構成

委員長： 1名（グループ委員会主査がグループ順により、毎年交替で担当する）

副委員長： 1名（同上）

委員： グループ委員会主査、幹事（各グループから1名）

（委員長、副委員長の順番イメージ）

	1 G	2 G	3 G	4 G	…………
当年大会	委員長	副委員長			
次年大会		委員長	副委員長		
次々年大会			委員長	副委員長	

③ 委員の選出、委嘱

グループ委員会の主査、幹事（各グループから1名）が委員として選出され、会長が委嘱する。

④ 任期

構成員の任期は大会の後処理を完了した時点をもって終了する。

⑤ 審議事項

- ・シンポジウムと一般講演のテーマ調整

・他グループとのテーマ調整

⑥ 開催

必要に応じて開催する。

(4) グループ委員会

① 設置目的

電気学会論文委員会の構成に準じて講演内容のグループ分けを行い、各々のグループ毎の論文審査、プログラム編成案の作成を行うことを目的に、グループ委員会を設置する。

② 構成

主 査： 1名
幹 事： 若干名
委 員： 若干名

③ 主査、幹事、委員の選出、委嘱

主査、幹事、委員の選出にあたっては、部門に依頼し、全国大会委員長名で委嘱する。

④ 任期

構成員の任期は大会の後処理を完了した時をもって終了する。

⑤ 審議事項

・各グループ毎の論文審査
・プログラム編成案の作成

⑥ 開催

必要に応じて開催する。

(事 務)

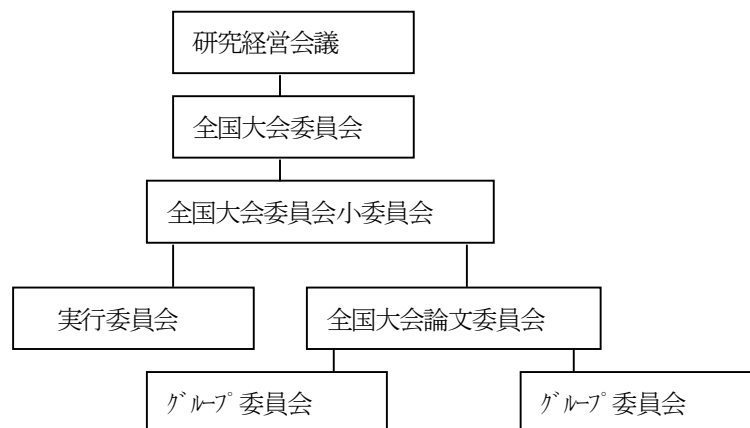
第5条 事務局は電気学会事業サービス課とする。

2. 事務局は資料の整備等委員会に必要な整備を行なう。

3. 議事録は事務局が作成し、次回の委員会で確認の後、別に定める期間、保管する。

(参考)

全国大会委員会に関する組織のイメージ



(付則)

1. 本運営要綱は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本運営要綱は平成3年5月24日より施行する。
3. 平成9年10月1日、理事会において一部改正。
4. 平成10年10月12日、理事会において一部改正。
5. 平成12年10月18日、理事会において一部改正。
(主に委員会の設置、構成の見直し)
6. 平成16年3月3日、理事会において一部改正。
7. 平成18年3月8日、理事会において一部改正。